

世界に平和を・戦争の基地はいらない

羽村平和委員会発・横田基地ミニ情報 2014.4.5 No. 193 連絡先 FAX 042-555-1911



横田 3月26日と28日 パラシュート降下訓練

26日と28日に、横田基地所属のC-130によるパラシュート降下訓練（延8人）を行うとの、情報提供が25日にありました。

26日は、9時05分に2人が降下、9時43分にさらに2人降下しました。大きな箱の投下も2回ありました。その後は、急旋回、急降下、タッチアンドゴー訓練等をしていました。



28日は、9時すぎと12時前、1人ずつの降下が確認されました。

横田基地の動きはC-130だけではありません。

26日はKC-135（右下写真）が続けて3機、間をおいて2機着陸しました。C-32A高官輸送機が18時50分頃着陸、20時07分に離陸しましたが、オバマ夫人一行を中国からアメリカへ送る際、横田基地に給油のために立ち寄ったものとみられます。



27日は16時40分から18時までに、KC-135R、KC-10A、C-17Aが次々着陸しました。28日は午後、KC-10A、C-40A（右写真）、KC-135R、C-17A、KC-135R、KC-135Tが次々離陸し、17時過ぎにはATIチャーター機、C-17Aが着陸しました。



26日 沖縄・伊江島でもパラシュート降下訓練 牧草地に落下

3月26日午前8時50分ごろ、米軍伊江島補助飛行場でC-130から降下した8つのパラシュートのうち1つが不具合をおこし、操作していた兵士は予備のパラシュートでフェンス内に着地しましたが、切り離されたパラシュートはフェンスから約400メートル離れた牧草地に落下しました。落下場所は米軍の提供施設内ですが、村民が牧草地として使用しています。住民によると、不具合発生後も訓練は昼すぎまで継続されました。少なくとも3回降下する様子を確認したそうです。村によると、午前9時前に基地渉外官から村に通報があり、村役場の担当が現場で確認したところ、既にパラシュートはなかったといいます。米軍から訓練実施に関する村への事前通知は定められておらず、今回も通知はありませんでした。伊江村では2013年5月に1人、ことし1月に2人の兵士がパラシュート降下訓練でフェンス外の民間地に着地しています。

横田基地のC-130H輸送機 パネルやアンテナ（45kg）を落下させる

3月27日 北関東防衛局から、25日に横田基地所属輸送機のC-130輸送機のアルミ製パネル（約8cm×約13cm）の紛失が判明し、26日にも、同型機のアンテナ（長さ約18m、重さ約45kg）を紛失していることが判明した、との連絡が周辺自治体へありました。横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は28日、横田基地に対し、「嚴重な抗議」とともに、「原因究明と再発防止、速やかな情報提供」などを要請しました。人命に関わる重大事故になりかねません。

沖縄でパラシュートがフェンス外に落下しても、横田基地のC-130の部品落下が続けて起きても、C-130の飛行訓練は激しく、28日のパラシュート訓練も実施するなど、米軍はひどい。

集団的自衛権が否定された「砂川判決」を 首相もちだす (No. 193 の裏面)

安倍政権は歴代政府が禁じてきた集団的自衛権の行使を容認するため、「砂川最高裁判決」を持ち出しています。全くの的外れです。米軍立川基地の拡張に反対してデモ隊の一部が基地内に立ち入ったとして日米安保条約に基づく刑事特別法で7名が起訴されましたが1959年3月、「米軍の駐留は違憲」とした伊達判決で無罪となります。これに衝撃を受けた日米両政府は高裁を経ずに最高裁へ「跳躍上告」を行い、1959年12月、一審を破棄したのが「砂川判決」です。砂川事件で被告弁護団の一員だった内藤功氏はどう見ているのでしょうか。

『伊達判決』を破棄した『砂川最高裁判決』は不当ですが、その不当判決さえ、集団的自衛権の行使については一言も認めていません。そもそも当時の法廷では、自衛権とは日本が侵略された場合の『個別的自衛権』であることを当然の前提として議論していました。」「唯一、田中幸太郎裁判長だけは、判決に添付されている『補足意見』で、『自衛は他衛』などと述べて集団的自衛権の『思想』を表明しましたが、他の裁判官は同調せず、大法廷判決では採用されませんでした。この経過からすれば、むしろ集団的自衛権の行使は否定されたと言えます。」

「武器輸出三原則」を撤廃 「防衛装備移転三原則」を閣議決定

政府は4月1日、憲法の平和主義に基づいて武器輸出を全面的に禁じてきた「武器輸出三原則」を撤廃し、武器輸出を包括的に推進する「防衛装備移転三原則」を閣議決定しました。

武器輸出の禁止によって「国際紛争等の助長を回避する」としてきた理念を放棄。日本が「死の商人」国家になる重大な危険をはらんでいます。



「防衛装備移転三原則」のポイントは、次の通りです。

- (1) 国連安保理の措置対象国（湾岸戦争中のイラクなど）以外は米国やイスラエルなど「紛争当事国」でも輸出可
- (2) 「日本の安全保障に資する」と判断すれば完成品（武器）でも輸出可
- (3) 米国などと共同開発した武器は「事前同意」なしに第三国（イスラエルなど）に輸出可

「防衛装備移転三原則」を受け 防衛省が 国内にF-35整備拠点？

防衛省は3日、防衛装備移転三原則の閣議決定を受け、防衛産業を強化するための「防衛生産・技術基盤戦略」の概要を自民党の国防部会などに提示しました。日本企業が国際共同生産に参画するF-35戦闘機については、アジア太平洋地域における整備拠点を国内に設置するよう関係国と調整する方針を示しました。（航空自衛隊は今後5年間で、F-35を28機、装備する計画。）

「辺野古」新基地建設ノー 国際署名 1万人突破

日米両国首脳に沖縄県名護市辺野古の米軍新基地建設中止を求めて世界の著名人（映画監督のオリバー・ストーンら）が1月に開始した国際電子署名が、3月19日までに1万人を超えました。「米軍の拡大主義を終える時だ」（米）、「軍事基地建設のために地域の生活と特別な環境を破壊することは恥ずべきことだ」（韓）など、多くの地域からメッセージが寄せられているそうです。

オスプレイ配備計画撤回を求める署名 横田公害訴訟団が国へ提出

第2次新横田基地公害訴訟原告団と第9次横田基地公害訴訟原告団は、3月25日、オスプレイ配備計画撤回を求める10,964筆の個人署名と82団体の署名を、外務省と防衛省に提出しました。政府に「基地周辺住民の安全と健康を守り、静穏な生活を保障する」ことを求めています。